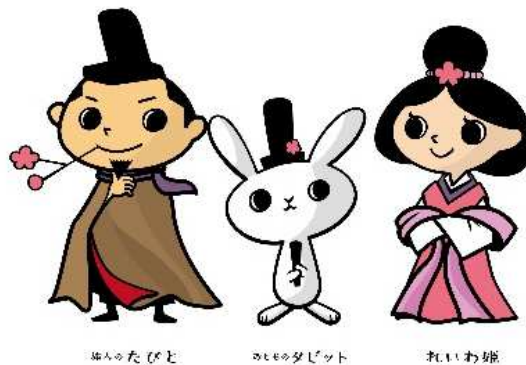


住居確保給付金のしおり

【転居費用補助編】

収入が著しく減少し、家計改善のために家賃が低廉な
住宅への転居の必要がある方へ
～住居確保給付金のご案内～



*** 目 次 ***

- ①住居確保給付金（転居費用補助）とは ・ 2ページ
- ②対象となる方 ・ ・ ・ ・ ・ 2ページ
- ③支給額等 ・ ・ ・ ・ ・ 3ページ
- ④対象経費 ・ ・ ・ ・ ・ 4ページ
- ⑤相談から支給まで ・ ・ ・ ・ ・ 4ページ
- ⑥必要書類 ・ ・ ・ ・ ・ 7ページ

①住居確保給付金(転居費用補助)とは

同一の世帯に属する方の死亡又は本人もしくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により、世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います。

② 対象となる方

住居確保給付金を受けるには、次の要件があります

次の①から⑧の全てに該当する方が給付の支給対象です。

- ① 申請者と同一の世帯に属する方の死亡、又は申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれがある方であること
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること（その世帯で最も収入がある方をいいます）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が別表の収入基準額以下であること（収入には、公的給付等を含む）
- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が別表の金額以下であること
- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業において、その家計の改善のために次のイ)又はロ)に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること
イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること
ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する

（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること

⑦ 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

※休職は、支給の対象とはなりません。

世帯人数	㊤基準額	㊦家賃額(上限)	㊨収入基準額 (㊤+㊦)	金融資産
1人	8.1万円	3.2万円	11.3万円	48.6万円
2人	12.3万円	3.8万円	16.1万円	73.8万円
3人	15.7万円	4.11万円	19.81万円	94.2万円
4人	19.4万円	4.11万円	23.51万円	100万円
5人	23.2万円	4.11万円	27.31万円	100万円

③ 支給額等

1. 支給額 （下記を上限として実際に転居に要する額）

世帯人数	1人	2人	3～5人
転居費用額(上限)	96,000円	114,000円	123,300円

※ 6人以上の世帯はお問い合わせください

2. 支給方法：（転居先住宅に係る初期費用）原則として、貸主又は不動産仲介業者等へ代理納付

（上記以外の経費）業者等へ代理納付又は本人口座

※ 住居確保給付金は、転居費用補助の他に家賃補助があります。詳しくは別冊の家賃補助編をご確認ください。

④ 対象経費

申請者が実際に転居に要する経費のうち、下記の支給対象となる経費が支給額となります。ただし、支給限度額（2 ページを参照）を超えない額とします。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・ 鍵交換費用	・ 敷金 ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財や設備の購入費（ふろがま、エアコン等）

⑤ 住居確保給付金（転居費用補助）の相談から支給まで

① 相談・制度説明

制度や支給要件、手続きの流れ等を説明します。

② 家計改善支援

転居の必要性やその費用の捻出が困難であることについて、申請者の個別の事情を勘案したうえで、該当性を判断するため、生活支援課での相談後、住居確保給付金申請前に家計改善支援事業による家計に関する相談支援を受け、「要転居証明書」の交付を受けてください。

※住居確保給付金申請時に「要転居証明書」が必要です。紛失しないようにしてください。転居が必要でない場合は、別の施策を検討します。

③ 住居確保給付金の支給申請

必要書類を添えて、太宰府市生活支援課に提出します。

④ 転居先住宅の確保及び不動産仲介業者等との調整

転居先住宅を確保し、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載を受け、申請した生活支援課に提出してください。

⑤ 住居確保給付金の審査・決定

審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。

「住居確保給付金支給決定通知書」及び「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。

住居確保給付金は、原則として、太宰府市から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。

受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

⑥ 入居後に必要な書類を提出

入居日から7日以内に住居確保報告書と実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を提出してください。

○その他

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」や「臨時特例つなぎ資金貸付」が利用できる場合があります。

【ご相談先】

住居確保給付金のお問い合わせ先

太宰府市役所 生活支援課 生活支援係

電話：092-921-2121（内線 300）

《注意事項》

・転居費用補助は、初期費用のうち敷金や契約時に払う家賃（前家賃）等は対象外となるため、支給対象外の経費は申請者自ら不動産仲介業者等へ支払う必要があります。

・転居に要する費用が決定通知書に記載の支給額を超える場合は、差額が自己負担となります。

・転居に要する費用の実際の支出額が支給額を下回った場合は、差額を返還していただきます。

転居費用補助の再支給について

受給者が転居費用補助の受給後に受給者と同一世帯に属する方の死亡、又は受給者もしくは受給者と同一世帯に属する方の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、受給終了から１年以上経過している場合は再支給を受けられる可能性があります。詳細は生活支援課へお問い合わせください。

住居確保給付金を徴収する場合があります

転居費用補助の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部について徴収します。
犯罪性のある不適正受給事案につきましては、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正に対応します。

⑥ 必要書類

【申請書類】

- ① 住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）
- ② 住居確保給付金申請確認書（様式 1-2A）
- ③ 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等
※顔写真なしの証明書の場合は 2 点以上の提出が必要です。
- ④ 収入減少等関係書類
＜収入が減少された方＞
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に 2 年以内に著しく減少したことが確認できる書類
＜離職等の方＞
世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類
- ⑤ 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類（直近 3 カ月及び減収前の月）給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金額改定通知（年金ハガキ）」、その他各種手当証書、その他各種福祉手帳等
- ⑥ 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一世帯に属する者全員の金融機関のすべての通帳等
※ 株、投資信託、暗号資産等含む
※ 申請日時点の最新記帳済みのもの
※ 通帳なし取引（ネットやアプリ）の口座分も書面でご用意ください
- ⑦ 要転居証明書（様式 10）
- ⑧ （持家の場合のみ）居住維持費用関係書類
申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類

【追加確認書類】

＜支給前に追加で確認する書類＞

- ① 入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2－2号）
- ② 初期費用及び転居に要する費用関係書類
初期費用の見積書、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等

＜支給後に追加で確認する書類＞

- ① 住居確保報告書（様式第5号）
- ② 賃貸契約書の写し
- ③ 新住所における住民票の写し
- ④ 初期費用及び転居に要する費用で実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）